



マイナンバー（個人番号）は すでに通知されています

平成27年10月～12月にかけて、マイナンバーが記載された「通知カード（紙製・緑色）」が各世帯に郵送されています。番号の確認やマイナンバーカードの手続きに必要ですので、確認をお願いします。



マイナンバーカードを取得していない人を対象に、令和3年1月～3月に、国が交付申請書などを郵送しています（一部送付対象外あり）。封筒に入っている申請書を使って手続きができますので、届いているか・保管しているかどうか、改めて確認をお願いします。



そして、
社会を公平・公正にし、
国民の利便性を高め、
本当に困っている人を
支えるための制度です。

あなたの人生に1枚、 マイナンバーカードを。

制度の意義や目的、安全性、
マイナンバーカードの利便性や
手続き方法などを、
わかりやすく伝えます。



マイナンバーカードの説明は次ページへ

サービスが拡充中

Webで手続き 「マイナポータル」

子育てや介護などの行政手続きの検索やオンライン申請ができたり、行政からの通知を受け取ったりできる自分専用のWebサイト。マイナンバーカードを使ってスマートフォンやパソコンで利用できます。



今後

- 引っ越しワンストップ** 自治体（転出など）や民間（電気・ガスなど）での手続きがオンライン化。
- 薬剤・医療情報の提供** 自身の薬剤・医療情報がオンラインで確認でき、健康管理や治療に役立ちます。
- 海外での継続利用** 海外にいても、マイナポータルからオンライン申請などができます。
- 31の手続きオンライン化** 子育てや介護、被災者支援など、31の行政手続きがオンラインでできます。

マイナンバーを使ったサービス

現在

マイナンバーで個人を確実に特定できるため、年金関係の手続きが効率化。住民票や課税証明書などの添付が不要になりました。

今後

- 行政手続きの一部において、戸籍謄本などの添付が不要になります。
- 国などから公的な給付金が個人に配られるとき、受け取る口座を登録（任意）してマイナンバーと結び付けておくと、給付が速やかに行われます。



個人情報を守られる

みなさんの個人情報を守るために、制度やシステムの両面で安全対策を実施。具体的には、各行政機関で情報を分散して管理する「分散管理」や、限られた人のみがシステムにアクセスできる「アクセス制限」、アクセスするときの「通信の暗号化」などさまざまです。

「なりすまし」はできない

マイナンバーを使う手続きでは、必ず本人確認証明書（運転免許証など）による本人確認が義務付けられています。マイナンバーを知っても、本人になりすまして手続きをすることはできません。

カードのセキュリティも万全

マイナンバーカードには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。暗証番号で守られているほか、さまざまな偽造防止策が施されています。紛失時はフリーダイヤルへの電話でいつでも一時利用停止ができます。

高い安全性を確保

公平で便利な社会へ

マイナンバー（個人番号）制度

マイナンバーは、住民票があるすべての人に指定された12桁の番号です。「1人に1つの番号」によって個人の特定を確実にできるようにし、行政機関をまたいだ情報共有を可能に。法律で定める「社会保障」「税」「災害対策」の3分野で情報管理や行政サービスの提供を効率化するための制度です。

制度の目的は3つ

- 公平・公正な社会の実現
- 国民の利便性向上
- 行政の効率化

所得の状況や社会保障の受給状況を正しく把握することで、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給を防止。公平・公正な社会を実現し、本当に困っている人に必要な支援を届けます。

また、行政手続きに必要な書類を減らして国民の利便性を向上。さらに、業務のムダを減らして行政を効率化します。

相続税の申告などで税務署に提供

年金給付の手続きで日本年金機構に提供

資産運用の手続きで銀行や証券会社に提供

税金の申告で税務署や市区町村に提供

児童手当や出産育児一時金の申請で市区町村や健康保険組合に提供

・預貯金口座開設（金融機関に提供）
・就職先に提供

マイナンバーは、こんなときに必要です。

※出生の届出・住民票作成と同時に付番

死亡／相続

介護

年金受取開始

定年退職／再就職

マイホーム

出産／育児

結婚

就職

進学 出生